

第十四章 出願手数料

1. 納付項目	2
2. 納付方法	2
2.1 臨時窓口又は郵送による納付	3
2.2 郵便振替	3
2.3 振込、電信送金又は現金振込	3
2.4 特定口座による引落とし	3
2.5 電子出願の支払い	4
3. 手数料の返還	4

第十四章 出願手数料

専利出願及び専利に関連する事項の手続きにおいて、出願時に手数料を納付しなければならない場合、当該手数料は専利手数料徴収弁法に基づいて処理する。

出願時に納付しなかった又は納付すべき手数料に足りなかった場合、出願人に指定期間内に納付するよう通知し、期限が過ぎても納付しなかった場合、その出願事項は受理しないものとする。ただし、指定期間に遅れたが処分される前に納付した場合、出願事項は依然として受理する。

1. 納付項目

専利出願及び専利に関連する事項の各項目の申請について、その納付すべき手数料の項目及び金額は、専利手数料徴収弁法の規定に基づいて処理しなければならない。

専利出願の変更事項の範囲は広範であり、それぞれの項目全てが手数料を納付する必要があるわけではないが、以下の事項を変更する時は、一件につき300台湾元納付しなければならない。同時に2項目以上の変更を申請する場合は、1項目の手数料のみ徴収する。:

- (1)出願人の氏名又は名称の変更(主体の同一性は変更せず、中国語及び英語の氏名又は名称、中国語の訳名を含む)。
- (2)出願人の署名又は印鑑の変更。
- (3)発明者(実用新案の場合は実用新案考案者、意匠の場合は創作者、以下同じ)の氏名(主体の同一性は変更せず、中国語及び英語の氏名又は名称、中国語の訳名を含む)の変更。
- (4)発明者の変更(既に主体の同一性を変更済みで、追加、削除及び訂正の申請を含む)。
- (5)代理人の変更(詳しくは本篇第4章第5節の規定を参照)。
- (6)専利権の許諾、質権又は信託登記のその他事項の変更。

2. 納付方法

納付方法は窓口、郵送、郵便振替、振込、電子送金、無通帳貯金又は特定口座からの引落とし等をこれとすることができる。電子出願はオンライン決済又は別途請求書を印刷して納付することができる。

2.1 臨時窓口又は郵送による納付

出願人は専利主務官庁又はその各地のサービスセンターで現金、一覽払手形等を添付して窓口へ持参、又は手形を専利主務官庁又はその各地のサービスセンターに郵送して手数料を納付することもできる。

いわゆる一覽払手形とは、小切手、郵政為替又は銀行手形のことである。手形受取人の欄には「経済部智慧財産局」と明記しなければならない、並びに裏書譲渡は禁止である。

2.2 郵便振替

出願人は郵便振替を通して専利主務官庁の郵便振替口座に振込むことができる(00128177 ; 口座名 : 経済部智慧財産局)。郵便振替の場合、振込用紙の通信欄に納付事由を明記しなければならない(出願する専利の名称、出願人、出願番号及び納付項目等)。

2.3 振込、電信送金又は現金振込

振込とは出願人が現金自動預け払い機(ATM)、又はインターネット、電話音声方法を通じて手数料を専利主務官庁の専用口座に振込むことである。電信送金とは、出願人が銀行を通して手数料を専利主務官庁の専用口座に振込むことである。現金振込とは、出願人が専利主務官庁の指定する銀行の各支店で「聯行存款憑條 (連合預金証書)」を記入し、手数料を専利主務官庁の専用口座に預ける納付方法である。専用口座は専利主務官庁が指定し、現在は合作金庫(コード 006、口座番号 0877705658811)である。

振込、送金、現金振込により手数料を納付した場合、納付証明書類の正本(又はコピー)を当該専利出願事項の願書に添付して専利主務官庁に送付しなければならない。納付証明が紛失又は正本(コピー)を提供できない場合、振込により納付した者は専利主務官庁の口座番号に振込をした通帳の内ページ及び口座名義人、口座番号が記載されている表紙のコピーを提示しなければならない。電信送金により納付した場合は送金した銀行が再発行した電信送金の領収書のコピーを提示しなければならない。現金振込により納付した場合、照らし合わせるため銀行が再発行した「聯行存款憑條 (連合預金証明)」のコピーを提示しなければならない。

2.4 特定口座による引落とし

出願人は特定口座からの手数料自動引落としを望む場合、金融機関(全国規模の支払(納税)業務に加入している金融機関に限る)にて貯金口座を作り、「全国規模の支払(納税)業務許諾振込申請書」を記入して専利主務官庁へ郵送し、口

座を開いた銀行へ転送して許諾作業の手続きを行なう。許諾作業の口座番号の手続きは各項目の手数料ごとに「手数料代理引落とし委託許諾書」を記入して、特定口座から自動引落としにより支払うことができる。

2.5 電子出願の支払い

電子出願の支払いは、出願人が特定口座引落としの許諾手続きを行った後、専利主務官庁に「支払いパスワード」の発行を申請し、オンラインにて特定口座から自動的に引落とす支払い方法である。出願人は請求書を印刷した後、別途請求書をもって窓口、郵送、郵便振替、振込、電信送金、現金振込又は特定口座からの引落とし等の方法により納付することもできる。

3. 手数料の返還

手数料の返還を申請する際、元の納付した領収書の正本を添付しなければならないが、もしも領収書が紛失、毀損し又はその他事由により添付できない場合、誓約書をこれの代わりとすることができる。返還ができる事由は以下の事項を含む：

1. 手数料の過払い又は誤払いの場合：

例えば：実用新案出願であるが特許出願手数料を納付した、電子出願で手数料を減免できるが減免していない金額を納付した、出願が既に取下げられたにも関わらず出願手数料を納付した等。

2. 専利手数料徴収弁法に明文化されている手数料返還が可能な事項：

(1) 特許出願において第一回目の審査意見通知書が発行される前に、以下の状況のうちの一つを有する場合、初審の段階においては、実体審査請求手数料の返還を申請することができる。再審査の段階においては、再審査請求手数料の返還を申請することができる。ただし、当該出願の連合面接が既に完了している場合は、適用されない。：

A.出願の取下げ。

B.国内優先権主張の基礎とされた先願が取下げと見なされた後。ただし、出願人もまた先願が取下げと見なされる前に、自発的に先願を取下げ、並びに当該先願の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料の返還を申請することができる。

C.特許出願を実用新案又は意匠出願に変更出願した場合。

(2)請求項の削除：

特許出願の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料について、第一回目の審査意見通知書が発行される前に特許請求の範囲を補正した場合、補正後の請求項をこれとして計算する。元の請求項の数が基本項数(10項目)

を超えた場合も、第一回目の審査意見通知書が送達される前に、一部の請求項を削除し、削除した請求項数により、最大基本項数を超えた部分の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料を返還することができる。

例えば：元の請求項が 12 項目であり、3 項目削除し、2 項目の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料を返還する。

3. その他法により始めから不受理とすべき申請事項：

(1) 専利法では出願人が一定期間内にある種の特定行為をすべきと規定しており、出願人がその法定期間を過ぎて申請事項を提出した場合、法により不受理としなければならない。もし出願人が出願時に併せて出願手数料を納付した場合、納付した出願手数料を返還しなければならない。

例えば：特許出願日から 3 年が過ぎた後に始めて実体審査を請求した場合、専利権が消滅したあと始めて無効審判を請求した場合、専利権存続期間満了前の 6 ヶ月以内に専利権の期間延長を申請した場合等である。

(2) 専利法では一定の資格を有して始めて申請できる事項を規定しており、当該資格を有しない者が提出した出願は、不受理としなければならない。もし出願時に併せて出願手数料を納付した場合、納付した出願手数料を返還しなければならない。

例えば：非専利権者が訂正申請又は無効審判請求の事由が系争専利の出願人が専利出願権者ではないことを主張している、又は専利出願権が共有であるが共有者全員により申請を提出されておらず、利害関係者の証明書類を添付できない場合。利害関係者が専利権の当然消滅後に無効審判を請求したが、専利権の取消しを回復できる法律上の利益の証明書類等を添付できない場合等である。

上述した返還できる事由に符合しているほかに、既に処理手続きを行っている場合、いずれも返還しない。例えば：譲渡登録申請の取下げ、優先権証明書類発行申請の取下げ、変更事項申請の取下げ、専利出願の取下げ、専利権証書受領申請の取下げ...等である。取下げ事項を申請し取下げが許可されても、既に処理手続きを行っている場合、納付した手数料は返還しないものとする。